

保護者の皆さんへ

## 就学援助についてのお知らせ

中川町教育委員会

お子さんたちが学校で楽しく勉強できるよう、学用品や給食費などの負担が困難な家庭に対して、必要な援助をしています。

援助を希望する方(現在、援助を受けている方)は、別添の就学援助費補助申請書並びに所得照会委任状を申し込み期間内に教育委員会学校教育担当に提出して下さい。教育委員会では、必要に応じて実態調査をし、援助するかどうかを決定します。

援助を受けることができる方は・・・

1. 生活保護法に規定する世帯。
2. 町民税が非課税または減免された。
3. 個人事業税、固定資産税が減免または免除された。
4. 国民健康保険税が減免された。
5. 母子世帯などに対する児童扶養手当の支給を受けている。
6. 世帯更正資金の貸付を受けた。
7. 日々雇用の労務に従事している。(但し、職業安定所登録日雇労務者に限る)
8. 災害など特別の理由により生活が困窮している。(長期療養等)
9. その他経済的理由により就学費用の負担が困難である。

受けられる援助費は・・・

学用品費等(学用品、通学用品費)、給食費、医療費(一般治療費は除く)、その他支給対象学年等の条件により、新入学用品費、修学旅行費、通学費。

生活保護を受けている方については、修学旅行費と医療費。

援助の申し込み方法は・・・

援助を希望する方は申請書並びに所得照会委任状に必要事項を記入し、

月 日 ( ) までに教育委員会へ提出して下さい。

申請書は生活保護を受けている方も必要ですので提出をお願いします。

援助についてわからないことがありましたら、教育委員会学校教育担当

( 7 - 2877)までお問い合わせ下さい。

平成 年 月 日

中川町教育委員会 様

住所 中川郡中川町  
氏名

印

平成 年度 就学援助費補助申請書

下記のとおり、就学援助の補助を申請いたします。

記

学校名	学年	児童生徒氏名	保護者氏名	職業

平成 年 月 日

関係各位

中川町教育委員会  
教育長 千葉 訓

平成 年度要保護及び準要保護認定に係る所得照会について

このことについて、就学援助費受給申請書に基づき認定審査を行う上で、前年度所得の把握が必要となりますので、当町税務担当にて閲覧してよろしいか伺います。

なお、閲覧を承認していただける方は、下記委任状を就学援助費補助申請書と併せて提出して下さい。

..... 切 り 取 り 線 .....

## 委 任 状

平成 年 月 日

中川町教育委員会 様

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

平成 年分の所得税並びに固定資産税の閲覧をすることに対して承諾し、  
閲覧を中川町教育委員会に委任します。